

経営体育成交付金実施要領

第1 趣旨

経営体育成交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21経営第6890号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第3の事業については、要綱に定めるほか、この要領により実施するものとする。

第2 事業の実施

1 事業内容

（1）新規就農者補助事業

ア 助成対象者

事業実施主体は、事業実施年度に就農する者又は平成22年4月以降に就農し、かつ、事業実施年度の前々年度以降に就農した者であって次のいずれかに該当する者を対象として助成を行うことができるものとする。

（ア）認定就農者（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号。以下「青年等就農法」という。）第4条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）

（イ）（ア）に掲げる者が代表者であり、かつ、代表者の農作業への従事が主である農業法人

イ 助成対象となる整備内容等

（ア）助成の対象となる整備内容は、助成対象者が自らの経営において使用するために行う次に掲げる整備事業とする。

a 農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械又は施設の改良、造成、復旧若しくは取得

b 農地等の改良、造成又は復旧

（イ）（ア）の整備事業は、個々の整備事業ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。

a 青年等就農法第4条第1項の認定を受けた就農計画に即した整備であること。

b 個々の整備事業について、原則として単年度で完了すること。ただし、地域の実情等に即し必要があると都道府県知事が認める場合は、この限りではない。

c 整備事業費が50万円以上であること。

d 原則として、整備後の残存耐用年数がおおむね5年以上のもの（整備するものが中古農業用機械である場合には2年以上のもの。）であること。

e 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、フォークリフト、ショベルローダー及びバックホーについては、他用途に使用されないものであること、農業経営において真に必要なこと及び導入後の適正利用が確認できるものであることの全ての要件を満たす場合には、この限りではない。

f 整備を予定している機械及び施設等が、成果目標の達成に直結するものであること。

g 本事業以外の国の補助事業の対象として整備するものでないこと。

h 自力若しくは他の助成によって実施中の整備又は既に完了した整備を本事業に切り替えて実施するものでないこと。

i （ア）のaの整備のうち復旧については、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により被害を受けた施設等の修復を行うものであること。

j （ア）のaの整備のうち取得については、既存施設を取得するものでないこと。

（2）融資主体型補助事業

ア 助成対象者

事業実施主体は、次のいずれかに該当する者又はこれらの者が組織する団体（以下「助

成対象者」という。)を対象として助成を行うことができるものとする。

(ア) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第23条第7項の規定により認定農業者とみなされる同条第4項に規定する特定農業法人を含む。以下同じ。）

(イ) 集落営農組織（次のa及びbの要件を満たす集落を基礎とした団体をいう。以下同じ。）

a 規約及び代表者を定めていること。

b 目標年度までに農産物の共同販売経理を行うこと。

(ウ) 経営発展志向農業者（経営発展を目指す意欲ある経営体として市町村長が認める者をいう。以下同じ。）

イ 助成対象となる整備内容等

助成の対象となる整備内容は、(1)のイの(ア)とし、(イ)のbからjに掲げる基準を満たすほか、当該整備事業に要する費用（以下「整備事業費」という。）に占める融資の割合（以下「融資率」という。）が5割を超えるものであることとする。

ウ 要綱別表の事業内容欄のⅠの2及びⅡの1のプロジェクト融資（以下「プロジェクト融資」という。）の対象となる資金は、次に掲げる機関が貸付けを行う資金及びその他法律又は地方公共団体の条例等に基づき貸付けを行う資金とする。

(ア) 農業協同組合

(イ) 農業協同組合連合会

(ウ) 農林中央金庫

(エ) (株) 日本政策金融公庫

(オ) 沖縄振興開発金融公庫

(カ) 銀行

(キ) 信用金庫

(ク) 信用協同組合

(ケ) 都道府県

(3) 追加的信用供与補助事業

ア 事業実施主体は、プロジェクト融資について次に掲げる内容を満たす保証制度を確立するものとする。

(ア) プロジェクト融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人なしの保証（以下「無担保・無保証人保証」という。）を行うものとし、当該保証に係る被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。

a 認定農業者に貸し付けられるもの

個人3,600万円（法人7,200万円）

b 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの

個人3,000万円（法人又は任意団体6,000万円）

(イ) 融資機関（農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」という。）第2条第2項に掲げる融資機関に限る。）が行う保証保険法第8条第1項第1号及び第2号に掲げる資金の融資を広く保証対象とすること。

(ウ) プロジェクト融資に係る保証を行う場合には独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の保険に付すること。

(エ) 事業実施主体と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、事業実施主体の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額の10%に相当する金額を融資機関が事業実施主体に拠出することについて定めること。

イ 交付金の使途等

(ア) 事業実施主体は、都道府県から交付を受けた交付金について、当該事業実施主体の区域内のプロジェクト融資に係る債務の保証のための基金として、保証保険法第9条各号に定める方法により管理しなければならない。

(イ) 事業実施主体は、(ア)の交付金を、本事業以外の事業等の経費と区分して管理しなければならない。ただし、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加

的信用供与事業（地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7724号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（2）に掲げる事業をいう。以下同じ。）及び地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業（地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱（平成21年1月27日付け20経営第5783号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）については、この限りではない。

（ウ）事業実施主体は、（ア）の交付金について、当該事業実施主体の区域内の保証付きプロジェクト融資を対象として、次に掲げる a 及び b の経費に充てることができるものとする。なお、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業及び地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業により事業実施主体に交付された助成金の精算が終了していない場合は、当該事業に係る融資を対象に加えることができるものとする。

a 保証付きプロジェクト融資の保証債務の弁済

b 保証付きプロジェクト融資に係る求償権の償却に伴う費用への補てん

（エ）事業実施主体は、（ウ）において、保証保険法第11条に基づく経理区分ごとに管理する（ア）の交付金を当該経費の帰属する経理区分に振り替えることができるものとする。

（4）集落営農補助事業

交付の対象となる整備内容等については、（1）のイの（イ）の c、d 及び f から h までに規定する基準を準用するほか、次に掲げる基準を満たすものとする。

ア 交付の対象となる整備内容が、ウの集落営農法人化等経営発展計画により導入されることとされた農業用機械であって、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）において交付対象と認められる農業用機械及びこれらの附帯機械等（当該機械と併せて導入する場合に限る。）であること。

イ 当該整備について、単年度で完了すること。

ウ 事業実施主体は、次に掲げる（ア）から（カ）までの事項を定めた集落営農法人化等経営発展計画を策定すること。

（ア）組織の構成員数、経営規模など基本的事項

（イ）経営管理の状況、農業従事の態様

（ウ）機械装備の状況及び新たに導入しようとする機械

（エ）目指すべき法人形態

（オ）目指すべき新たな経営展開

（カ）法人化及び新たな経営展開のための取組内容

（5）共同利用施設補助事業

ア 交付の対象となる整備内容等は、別表1に掲げるとおりとする。

イ 交付の対象となる施設等は、事業費が50万円以上であり、かつ、別表2に掲げる施設別の上限建設費等の範囲内であって、必要最小限のものとする。

ただし、別表2の上限を超える場合であっても、地域の実情等やむを得ない理由により、都道府県知事が特に必要であると認める場合には、この限りではない。

ウ 個々の施設等の整備については、単年度で完了することを原則とする。ただし、地域の実情等に即し必要があると都道府県知事が認める場合は、この限りではない。

エ 事業費は、当該施設等を整備する都道府県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等はそれぞれの目的に合致するものとする。

オ 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とするものでないものとする。

カ 既存施設又は資材の有効利用等の観点からみて、地域の実情に即し必要があると都道府県知事が認める場合にあっては、新品新材の利用による新築事業のほか、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品古材の利用による事業を補助の対象とすることができ

るものとする。

キ 交付の対象とする施設は、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ク 個人施設及び目的外使用のおそれの多い施設は、交付の対象としないものとする。

ケ 既存の施設の代替として、同種、同規模又は同効用のものを再度整備すること（いわゆる更新）及び補助の対象とする施設のうち附帯施設のみを整備することは、交付の対象としないものとする。

コ 施設等の設置に当たっては、事業費の低減を図ることに十分留意しつつ、地域の実情や施設の構造等を勘案の上、立地場所の選定、当該施設等のデザイン、塗装及び事業名の表示等について、周辺景観との調和に配慮するものとする。

サ アの別表1の経営継承円滑化支援施設のうち交付の対象となる整備内容の欄の①の継承の対象は、次に掲げるものとする。

(ア) 事業実施主体が離農希望者等から買い入れる農用地であって、経営体に一定期間（5年以内）貸し付けた後にあらかじめ特定された相手に売り渡すことを予定してるもの。

(イ) 事業実施主体が離農希望者等から借り入れる農用地であって、経営体に貸し付けることを予定してるもの。

(ウ) 事業実施主体が離農希望者等から買い入れる施設であって、経営体に一定期間貸し付けた後に売り渡すことを予定してるもの。

(エ) 事業実施主体が離農希望者等から借り入れる施設であって、経営体に貸し付けることを予定してるもの。

シ 交付の対象となる施設について、次の要件を満たす場合にあっては、事業実施主体と当該施設を利用する者（以下「利用者」という。）との間でいわゆるリース契約を締結することができるものとする。

(ア) 事業実施主体は、農業協同組合、第3セクター等（地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することが認められる法人をいう。以下同じ。）又は農業法人であること。

(イ) 利用者は、事業実施主体毎に次のとおりとすること。

a 事業実施主体が農業協同組合又は第3セクター等の場合にあっては、新規就農者、認定農業者、集落営農組織又は経営発展志向農業者であること。

b 事業実施主体が農業法人の場合にあっては、次のいずれかに該当する者であること。

(a) 当該農業法人が農業研修等のために受け入れた者であって、新たに営農を開始しようとする新規就農者

(b) 当該農業法人との間に農業経営に係る物資の供給又は役務の提供を内容とする取引関係を有する農業法人

(c) 当該農業法人からの出資や資金の融通を受ける農業法人

(ウ) 受益戸数は、3戸以上であること。

(エ) リース契約の対象となる施設は、別表1の高生産性農業用施設（温室及び畜舎に限る。）、高品質堆肥製造施設、農畜産物集出荷貯蔵施設、農畜産物処理加工施設、育苗施設、乾燥調製施設（麦及び大豆等に汎用性のある処理量1,000t未満のものに限る。）又は複合経営促進施設であること。

(オ) リース料は、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」以下であること。

(カ) 事業実施主体が、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンスを責任をもって実施するものであること。

(キ) 利用者は、施設の利用を責任をもって行い、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。

報告を受けた事業実施主体は、速やかに計画主体（要綱第3の6の（1）に定める市町村長をいう。以下同じ。）に報告するとともに、報告を受けた計画主体は速やかに都道府県知事にその旨を報告し、指示を受けること。

(ク) 事業実施主体と利用者との間において締結するリース契約には、リースの目的、期間、利用料、利用料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止その他必要な事項を明記すること。

なお、事業実施主体は、リース契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとし、リース契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議するものとする。

ス 交付の対象となる施設等の附帯施設としての育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車であって低額なもの及びフォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）は交付の対象としないものとする。

2 事業実施主体

(1) 要綱別表の事業内容欄のⅠの1及び2並びにⅡの1に対応する事業実施主体欄に規定する「地域協議会」とは、担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号経営局長通知、以下「設置要領」という。）第1の3の(2)のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けた地域担い手育成総合支援協議会とする。

(2) 要綱別表の事業内容欄のⅠの4に対応する事業実施主体欄に規定する経営局長が別に定める要件とは、この要領の第2の1の(2)のアの(イ)に掲げる要件のほか、次に掲げる要件とする。

ア 農家3戸以上が構成員に含まれている団体であること。

イ 要綱第3の6の(2)のイのマスタープランの承認までに法人化していない団体であって、目標年度までに法人化することが見込まれること。

(3) 要綱別表の事業内容欄のⅠの5に対応する事業実施主体欄に規定する「農業者等の組織する団体」とは、農家3戸以上が構成員に含まれている団体であって、当該農家が全体の議決権の過半を占める等当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められる次に掲げる団体とする。

ア 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）

イ 農事組合法人以外の農業生産法人

ウ 特定農業法人及び特定農業団体

エ 農用地利用改善団体（基盤強化法第23条第1項に規定する団体をいう。）

オ 農作業の受託及び共同化、その他農畜産物の生産、加工、販売等を行う法人又は任意団体（集落営農組織を含む。）

(4) 要綱別表の事業内容欄のⅠの5に対応する事業実施主体欄に規定する「その他経営局長が別に定める要件を満たす法人」とは、参入法人（農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第14条第1項に規定する事業により農用地を借り受けた特定法人及び農地法（昭和27年法律第229号）第3条第3項の規定又は基盤強化法第18条第3項第3号の規定を受けて農地又は採草放牧地に権利の設定を行う法人をいう。以下同じ。）のうち、次に掲げる要件をすべて満たす法人とする。

ア 3戸以上の農家から利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う又は3戸以上の農家から原料供給を受けて加工等を行う目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

イ 会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に定めるものをいう。）にあっては、資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人（以下「中小企業」という。中小企業以外から出資を受ける子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。）は除く。）であること。

(5) 要綱別表の事業内容欄のⅠの6に対応する事業実施主体欄に規定する「都道府県」は、必要に応じて都道府県協議会（設置要領第1の2の(2)のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けた都道府県担い手育成総合支援協議会をいう。）その他の関係機関に、当該事業の全部又は一部を委任することができるものとする。

3 成果目標

(1) 要綱第3の4の(1)の経営体の育成・確保に関する目標は、農業の6次産業化、経営

面積の拡大、農業経営の法人化、新規作物の導入、農産物の品質向上、生産コストの縮減及び集落営農組織の育成に関する目標を設定するものとする。

- (2) (1) の農業の6次産業化に関する目標の対象となる経営体は、農産物の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組む又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築する経営体とする。
- (3) (1) の農業経営の法人化に関する目標の対象となる法人は、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、農作業の受託及び共同化、その他農畜産物の生産、加工、販売等を行う法人並びに参入法人とする。
- (4) 要綱第3の4の(2)の人材の育成・確保に関する目標は、新規就農者の育成・確保に関する目標を設定するものとする。なお、当該目標の対象となる新規就農者は、新たに農業経営を開始する認定就農者とする。
- (5) 要綱第3の4の(3)の雇用の創出に関する目標は、事業実施地区内における雇用者の確保に関する目標を設定するものとする。ただし、本成果目標については、要綱第3の6の(1)のマスタープランに位置付けられた施設整備計画によって新たに創出される雇用に限るものとする。
- (6) 要綱第3の4の(4)の地域が提案する目標は、意欲ある経営体の育成・確保に関する目標として、市町村が市町村基本構想（基盤強化法第6条第1項に基づき市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。以下同じ。）において効率的かつ安定的な農業経営の指標として設定しているものを参考にし、定量的に測ることのできる数値目標として、増加する見込みのある項目を2項目まで設定できるものとする。

4 実施手続

- (1) 要綱第3の6の(1)のマスタープランの作成は、経営体育成施設整備計画書（一般型については別紙様式第1号、雇用促進型については別紙様式第2号）により行うものとする。
- (2) 要綱第3の6の(2)のイの妥当性等の協議は、経営体育成交付金成果目標妥当性等協議申請書（別紙様式第3号）により行うものとする。
- (3) 要綱第3の6の(2)のウの年度別実施計画の提出は、経営体育成交付金年度別実施計画書（別紙様式第4号）により行うものとする。
- (4) 要綱第3の6の(3)の事業計画及び第4の5の事業実績の作成は、経営体育成交流啓発事業計画（実績報告）書（別紙様式第5号）により行うものとする。
- (5) 事業の着工（機械の発注を含む。）は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着工することができるものとする。

5 マスタープランの承認要件

要綱第3の6の(2)のイの経営局長が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 要綱第3の4の成果目標が市町村基本構想等の当該市町村における今後の農業を担う意欲ある経営体の育成・確保を図るための計画の方向に即したものであり、かつ、一般型については要綱第3の4の(1)から(3)まで（雇用促進型については(3)）について、計画承認年度から5年度目（雇用促進型については3年度目）の目標値のいずれか又はすべてが増加するものであること。
- (2) 新規就農者補助事業及び融資主体型補助事業の助成対象者、集落営農補助事業及び共同利用施設補助事業の事業実施主体（以下「事業実施主体等」という。）について、事業実施地区におけるモデル的な農業経営としての経営改善効果の発現が見込まれるものであり、原則として別表3（雇用促進型については別表4）の経営改善目標に係る目標項目のうち、1つ以上の項目について計画承認年度から5年度目（雇用促進型については3年度目）を目標年度とする数値目標を設定し、経営改善に取り組むものであること。なお、集落営農補助事業の事業実施主体にあつては、当該目標項目のうち農業経営の法人化に係る目標を設定しなければならないものとする。
- (3) 成果目標が事業実施主体等の取組に関連するものであること。
- (4) 事業実施主体等が本交付金により整備を予定している機械・施設等の利用計画が相互に

重複しないこと。

(5) 共同利用施設については、以下の要件をすべて満たすものであること。

ア 利用計画に基づく施設の適正な利用が確実であると認められ、かつ、施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。

イ 施設の能力及び規模が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であること。なお、受益者数及び受益地域の範囲については、原則として事業実施地区外は含まないものであること。

ウ 「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）別紙2に定めるところにより算出した投資効率が1.0以上となっていること。

エ 整備を予定している施設のうち、処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設については、当該施設で取り扱う農畜産物の仕入・販売等に関する計画が明らかになっていること。

オ 施設の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。

カ 整備を予定している施設について、目標年度における当該施設の利用計画に占める経営体（成果目標の対象者である新規就農者、認定農業者、集落営農組織及び経営発展志向農業者等をいう。）の利用割合が70%以上であること。

キ 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達及び償還計画並びに維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。

ク 過去において、当該事業実施主体が他の補助事業により機械及び施設を整備している場合にあっては、その機械及び施設の利用状況が計画に照らし、適正であること。

(6) 事業実施地区内の農業者をはじめとする関係者の合意形成が図られていると見込まれるものであること。

(7) 雇用促進型については、成果目標の目標値として雇用者数が現状より延べ720人・日以上増加し、かつ、1経営体当たりの平均雇用増加数が165人・日以上増加すること。なお、常勤雇用者1人は、延べ240人・日に置き換えるものとする。

6 マスタープラン等の重要な変更

要綱第3の6の(4)の経営局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。なお、これに該当しない成果目標の変更、事業実施主体等の変更、施設等の新設又は廃止及び事業内容の変更に当たっては、事業の実施状況、社会・経済情勢の変化等を勘案し、適切に行うものとする。また、都道府県知事はこれらを掌握して適切に助言・指導等を行うよう努めるとともに、事業実施主体等の変更、施設等の新設又は廃止及び事業内容の変更に係る異同を年度別実施計画書に添付の上、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。

(1) 成果目標の変更（成果目標ポイント（別表5又は6の成果目標の目標値に応じた点数表により算出された地区における点数の合計をいう。以下同じ。）が下がる場合に限る。）

(2) 実施年度毎の事業費の増加（一般型における都道府県年度別実施計画の年度毎の国庫補助金要望額が増加する場合に限る。）

(3) 要綱別表の事業内容欄のⅠの6に掲げる活動メニューの追加又は廃止

7 事業の実施期間

本事業の実施期間は、原則として平成22年度限りとする。ただし、一般型の共同利用施設補助事業については、原則として平成24年度までとする。

第3 目標達成状況の報告等

1 要綱第4の1の成果目標等の達成状況の報告は、経営体育成交付金目標達成状況報告書（一般型については別紙様式第6号、雇用促進型については別紙様式第7号）により行うものとする。なお、要綱第4の1の経営局長が別に定める場合とは、マスタープランに共同利用施設補助事業が含まれる場合とする。

- 2 要綱第4の2に定める報告は、マスタープラン承認年度から目標年度の前年度までの毎年度について、翌年度の7月末までに行うものとし、要綱第4の5に定める報告は、これと併せて行うものとする。
- 3 要綱第4の2の点検を行う都道府県知事は、目標達成プログラムの達成状況に立ち遅れないか等その内容を検討し、必要に応じて、計画主体等に対して改善計画を提出させる等、適切な指導を行うものとする。
- 4 地方農政局長は、都道府県知事に対し、2の報告以外に、必要に応じ、事業実施状況等について報告を求めることができるものとする。

第4 事業の評価

- 1 要綱第5の1の成果目標等の達成状況の報告は、経営体育成交付金目標達成状況報告書（一般型については別紙様式第6号、雇用促進型については別紙様式第7号）により行うものとする。なお、要綱第5の1の経営局長が別に定める場合とは、マスタープランに共同利用施設補助事業が含まれる場合とする。
- 2 都道府県知事は、要綱第5の2による点検評価を実施した結果、マスタープランに掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、計画主体に対して改善計画を提出させる等適切な指導を行い、当該成果目標が達成されるまでの間、評価及び改善状況の報告をさせるものとする。

なお、目標年度において成果目標の全部又は一部の達成率が70%未満（雇用促進型については未達成）の場合にあっては、計画主体等に対して重点的な指導を行うものとし、当該指導を行った結果、当該成果目標の達成の見込がないものと判断したときは、計画主体等に対し、マスタープランを変更させる又は事業を中止させる等適切な措置を講じるものとする。
- 3 要綱第5の2に定める報告は、目標年度の翌年度の7月末までに行うものとする。
- 4 共同利用施設の利用状況等が低調な場合の措置
 - (1) 都道府県知事は、共同利用施設の利用計画に対する利用状況等について、次に掲げる状況が3ヶ年（イの（ア）にあっては2ヶ年）継続している場合にあっては、計画主体及び事業実施主体に対してその原因を十分分析させ、具体的かつ実現可能な改善計画を作成するよう指導し、改善計画の達成が見込まれるまでの間、その状況を報告させるものとする。
 - ア 利用計画に対する利用状況が70%未満
 - イ 処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設にあっては、次に掲げるとおりとする。
 - （ア）施設で取り扱う農畜産物の仕入・委託販売額のうち地区内農畜産物の割合が50%未満
 - （イ）当該施設の収支率が80%未満
 - （ウ）収入計画に対する収入実績の割合が70%未満
 - (2) 都道府県知事は、(1)により改善計画の達成状況を把握した結果、改善計画に沿った利用を行うことが期待しがたいと判断した場合には、計画主体及び事業実施主体に対して施設等の利用計画の変更等を検討させるものとする。

第5 国の助成措置等

- 1 要綱第9により国が行う補助の額は、以下により算定するものとする。
 - (1) 新規就農者補助事業
 - ア 事業実施主体毎の補助率は2分の1以内とし、マスタープランに位置付けられた助成対象者の整備内容毎の助成金の額を合計した額を補助するものとする。
 - イ 事業実施主体が助成対象者に交付する助成金の額は、整備事業費の合計額に2分の1を乗じて得た額又は400万円のいずれか低い額を限度とする。
 - (2) 融資主体型補助事業
 - ア 事業実施主体毎の補助率は10分の3以内とし、マスタープランに位置付けられた助成対象者の整備内容毎の助成金の額を合計した額を補助するものとする。

イ 事業実施主体が助成対象者に交付する整備内容毎の助成金の額は、当該整備事業費に次に定める助成限度率を乗じて得た額を限度とする。

(ア) 融資率が8割以上の場合

a 目標ポイント 1点以上 助成限度率 20%

(イ) 融資率が5割を超え、かつ、8割未満の場合

a 目標ポイント 1点 助成限度率 10%

b 目標ポイント 2点 助成限度率 20%

c 目標ポイント 3点以上 助成限度率 30%

ウ イの目標ポイントは助成対象者毎に計算するものとし、別表3又は4の経営改善目標に関する目標ポイントを合計したポイントとする。

(3) 追加的信用供与補助事業

事業実施主体毎の補助率は定額とし、マスタープランに位置付けられたプロジェクト融資のうち、保証付きプロジェクト融資の額の合計額に15分の2を乗じて得た額に相当する額を補助するものとする。

(4) 集落営農補助事業

事業実施主体毎の補助率は2分の1以内とし、マスタープランに位置付けられた整備内容毎に2分の1を乗じて得た額に相当する額を補助するものとする。

(5) 共同利用施設補助事業

事業実施主体毎の補助率は2分の1以内とし、マスタープランに位置付けられた整備内容毎に2分の1を乗じて得た額に相当する額を補助するものとする。

(6) 整備附帯事業

計画主体及び要綱別表の事業内容欄のⅠの1から5まで(3を除く。)及びⅡの1に対応する事業実施主体欄に規定する事業実施主体は、本事業により整備される農業用機械・施設等の適切な活用を図るために必要となる活動(一般的な経営能力の向上を目的とするものは除く。)を実施できるものとし、国は、これらに要する経費の2分の1以内を補助するものとする。

(7) 附帯事務費

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に関する指導に要する都道府県及び市町村の経費の2分の1以内を補助するものとする。

2 国は、前年度までに承認されたマスタープランのうち、共同利用施設補助事業に係る2年度目以降の実施に要する要望額に相当する額を都道府県毎に配分する。

第6 追加的信用供与補助事業の精算等

1 都道府県知事は、基金協会による保証付きプロジェクト融資に係る保証業務が終了(基金協会の対象区域のすべての保証付きプロジェクト融資に係る保証債務の償還又は求償権の回収若しくは償却が終了した時点のことをいう。)した場合には、当該基金協会に交付した補助金について、次の算式により算定された額を当該基金協会に返納させ、当該返納させた額を国庫に返還するものとする。

(A) = (B) - (C)

(A) は、基金協会より返納を受け、国庫に返還する額

(B) は、基金協会が都道府県知事から交付を受けた交付金の合計額

(C) は、基金協会が第2の1の(3)のイの(ウ)のbの経費に充てた額

2 基金協会は、都道府県知事から交付を受けた補助金を第2の1の(3)のイの(ウ)のbの経費に充てる場合には、次の算式により算定した額を信用基金に納付するものとする。

(A) = (B) × (C) / (D)

(A) は、信用基金に納付する額

(B) は、償却補てん経費に充てる補助金の額

(C) は、(B)の償却補てん経費の原因となる求償権について、代位弁済を行ったときに信用基金から受領した保険金の額

(D) は、(B)の償却補てん経費の原因となる求償権について、代位弁済を行った額(ただし、基金協会が保険金の支払いの請求をするときまでにその被保証者に対する求償権

（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）を行使して取得した額を控除した残額とする。）

- 3 基金協会は、代位弁済により取得した求償権について、その回収に努めるものとする。

第7 フォローアップ

計画主体は、マスタープランに位置付けられた事業実施主体等の経営状況の把握に努め、地域協議会の会員及び融資機関並びに基金協会等との連携により、事業実施主体等の経営発展に向けた取組に対するフォローアップに努めるものとする。

第8 留意事項等

本事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、経営体育成交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（平成22年4月1日付け21経営第6892号農林水産省経営局長通知）によるものとする。

附 則 この通知は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この通知は、平成22年11月26日から施行する。

附 則 この通知は、平成23年4月1日から施行する。

(別表 1)

共同利用施設補助事業の対象となる整備内容等

施設名	補助対象となる整備内容	実施要件等
1 区画整理	農用地の区画の拡大、整形、換地及び面的工事と一体的に行うかんがい排水、暗きょ排水並びに農道等の整備	受益面積は1事業地区についておおむね団体営級（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第50条第1項から第8項までに定める要件に満たない事業をいう。）以下とする。
2 畦畔整備	畦畔の除去及び改善	
3 用排水整備	用水路、排水路及びこれらの附帯施設の新設及び改修	
4 農地保全整備	客土、土壌改良、ため池改修及び冠水防止のための排水ポンプ、地滑り対策のためのブロック積み・杭打ち、抜根等遊休地改良、ほ場進入路整備等並びにこれらの附帯施設の整備	
5 建物用地整備	新規就農者のための滞在施設用地の造成、農業用施設用地の造成及び改良、経営多角化のための施設用地の造成並びにこれらの附帯施設の整備	
6 交換分合	農用地の交換・分割並びに合併等による農用地の集団化のための土地評定、測量及び許可申請	
7 新規就農者研修施設	栽培技術・経営管理能力・生活習慣等の習得のための実験及び研修用農場の整備、研修用生産施設（温室及び機械施設）、座学等を行う研修施設、宿泊滞在施設等並びにこれらの附帯施設の整備	
8 高生産性農業用施設	農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。）の記に基づき交付の対象となる農業用施設及び附帯施設の整備	
9 乾燥調製施設	乾燥機、糶摺り機、袋詰め機、色彩選別機、建物等及びこれらの附帯施設の整備	
10 米麦流通合理化施設	フレコンラック貯蔵方式、ばら玄米タンク貯蔵方式等を有する米麦貯蔵施設等及びこれらの附帯施設の整備	＜交付金交付率＞ 集排じん設備、乾燥調製後の生産物の処理加工施設、副産物処理加工施設及び建設並びにこれら附帯施設及び基礎工事にあつては、 1／3以内
11 育苗施設	水稻、野菜等の共同育苗施設及びこれらの附帯施設の整備	
12 農畜産物集出荷貯蔵施設	野菜、果樹等の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物等及びこれらの附帯施設の整備	
13 農畜産物処理加工施設	処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設及びこれらの附帯施設の整備	
14 高品質堆肥製造施設	堆肥製造用機械施設、堆肥保管用施設等及びこれらの附帯施設の整備	

15 農業用水施設	水源施設、貯水施設、配管、ポンプ等及びこれらの附帯施設の整備	
16 新技術活用種苗等供給施設	育苗・増殖用施設、培養検定用施設及びこれらの附帯施設の整備	
17 経営継承円滑化支援施設	① 市町村、農協、第3セクター等が離農者等農業を中止した者の経営資産を新規就農者、認定農業者又は経営発展志向農業者へ円滑に継承するために行う、ほ場の簡易な整備、並びに中古農業用施設の購入、補修、改修及び増築 ② 特定農業法人、特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織による地区内農家からの中古農業用施設の購入、補修、改修及び増築	対象となる施設は、整理合理化通知に示された基準を適用しないものとする。
18 複合経営促進施設	防除機能、土づくり機能、資材保管機能等の機能を持つ共同施設と併せてその受益地区の区域内に設置される栽培機能の他に育苗機能等を併せ持つ生産施設の整備	
19 農畜産物直売施設	販路拡大用、鮮度保持用及び貯蔵用施設等並びにこれらの附帯施設の整備	
20 地域食材供給施設	地域内の農畜産物を活用した食材の供給のために必要な加工室、貯蔵室、処理加工機械施設等及びこれらの附帯施設の整備	
21 女性アグリサポートセンター	託児及び放課後児童の受け入れ機能、特産品の研究開発機能、健康及び機能性食品の成分分析機能、女性起業等のための各種研修機能、健康管理機能及び送迎サービス機能の全部又は一部を複合的に有する施設並びにこれらの附帯施設の整備	
22 未利用資源活用施設	農業副産物、農業廃棄物、太陽熱等地域における未利用資源をエネルギー化するために必要な施設、廃棄物燃料化施設等及びこれらの附帯施設の整備	
23 地域農業管理施設	栽培管理技術・経営管理に関する指導・研修、土壌分析、作物の品質検定、土地の利用調整等に必要な機器・施設等及びこれらの附帯施設の整備	
24 特認施設	1から23に定める施設以外であって、都道府県知事が特に必要と認める施設の整備	

(別表2)

施設別の上限建設費等

施設名	内容	上限建設費	実施要件等
1 区画整理	小規模な田、畑の区画の変更	10 a 当たり300万円	
2 用排水整備	小規模な末端用排水路の整備	m当たり15万円	
3 新規就農者研修施設	農業機械及び施設、研修及び滞在施設等の整備	他のメニューで設定したものに準ずる。	上限規模は他のメニューに定める規模に準ずる。
4 高生産性農業用施設	①温室	建築面積㎡当たり3.5万円（内部設備がある場合） 建築面積㎡当たり1.7万円（内部設備がない場合）	上限規模は1団地当たり15,000㎡
	②畜舎	建築面積㎡当たり5万円	
5 乾燥調製施設	ライスセンター	処理量トン当たり45万円	上限規模は2,000t
6 米麦流通合理化施設		処理量トン当たり13.5万円	
7 育苗施設		育苗対象面積ha当たり 100ha以上90万円 100ha未満160万円	上限規模は500ha
8 農畜産物集出荷貯蔵施設	①りんご 選果機 建物	処理量トン当たり38万円 処理量トン当たり13.5万円 延べ床面積㎡当たり11.5万円	
	②なし	処理量トン当たり17万円	
	③柑橘 選果機 建物	処理量トン当たり17万円 処理量トン当たり 5,000t以上9万円 5,000t未満13.5万円 延べ床面積㎡当たり11.5万円	
	④野菜（トマト・キュウリ）	処理量トン当たり27万円	
9 農畜産物処理加工施設	茶	処理量トン当たり160万円	
10 高品質堆肥製造施設		処理量トン当たり7.6万円	上限規模は4,000t
11 農業用水施設	定置配管施設	受益面積10 a 当たり86万円	上限規模は50ha
12 新技術活用種苗等供給施設		延べ床面積㎡当たり24.5万円（建物） 延べ床面積㎡当たり3.5万円（温室）	上限規模は延べ床面積1,500㎡ 上限規模は延べ床面積3,000㎡
13 複合経営促進施設		他のメニューで設定したものに準ずる。	上限規模は他のメニューに定める規模に準ずる。
14 農畜産物直売施設		延べ床面積㎡当たり24.5万円	上限規模は延べ床面積1,000㎡
15 地域食材供給施設		延べ床面積㎡当たり29万円	上限規模は延べ床面積1,000㎡
16 女性アグリサポートセンター	託児機能、特産品の研究開発、各種研修機能等をもった施設	複合機能を有する施設のため、他の施設の基準に準ずる。	上限規模は他の施設の基準に準ずる。
17 未利用資源活用施設	穀殻粉碎施設（プラント）	1台当たり2,250万円	
18 地域農業管理施設		延べ床面積㎡当たり24.5万円	上限規模は延べ床面積1,500㎡

(別表 3)

経営改善目標及び目標ポイント（一般型）

目標項目	目標水準	融資主体型補助	
		目標ポイント	備考
(1) 農業の6次産業化	農産物の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組む又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築する場合	1点	1 本事業の対象となる整備内容がこれに関連する場合に加点できるものとする。 2 加工の主な原料又は直売に係る農産物の過半が地区内で生産されていること。
(2) 経営面積の拡大	経営面積が現状より拡大する場合	1点	3戸以上の農家から利用権の設定等又は農作業の受託を受ける場合に加点できるものとする。
(3) 耕作放棄地の解消	過去1年間以上作付けが行われていない農地を対象として、所有権又は賃借権等により経営規模の拡大を行う場合	1点	30a 以上の場合に加点できるものとする。
(4) 農業経営の法人化	目標年度までに法人化する計画を有している場合	1点	
(5) 新規作物の導入	新たな作物等の導入に取り組む場合	1点	本事業の対象となる整備内容がこれに関連する場合に加点できるものとする。
(6) 農産物の品質向上	栽培及び管理技術の改善等により農産物の品質向上に取り組む場合	1点	本事業の対象となる整備内容がこれに関連する場合に加点できるものとする。
(7) 生産コストの縮減	栽培及び管理技術の改善等により生産コストの縮減に取り組む場合	1点	本事業の対象となる整備内容がこれに関連する場合に加点できるものとする。
(8) 雇用者の確保	雇用者又は研修生の受入れの増加に取り組む場合	1点	
(9) 家族経営協定	新たに家族経営協定を締結する場合	1点	整備計画に位置付けられた助成対象者のうち複数の農家で組織する団体にあつては、構成農家のすべてが締結に至る場合に加点できるものとする。
(10) 環境への配慮	a 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号生産局長通知）に基づく点検シートによる点検を行い、その結果を事業実施主体に提出することにより環境と調和のとれた農業生産活動に取り組む場合	1点	1 加点は、a 又はbのいずれかとする。 2 bについては、本事業の対象となる整備内容がこれに関連する場合に加点できるものとする。
	b バイオマスや未利用資源等の活用に取り組む場合	1点	
(11) 地域提案目標	マスタープランに掲げる地域が提案する目標の達成に取り組む場合	1点	

(別表 4)

経営改善目標及び目標ポイント（雇用促進型）

目標項目	目標水準	融資主体型補助	
		目標ポイント	備考
(1) 雇用の創出	雇用（臨時雇用を含む）の増加に取り組む場合	1 点	本目標の設定は必須とする。
(2) 農業の 6 次産業化	農産物の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組む又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築する場合	1 点	1 本事業の対象となる整備内容がこれに関連する場合に加点できるものとする。 2 加工の主な原料又は直売に係る農産物の過半が地区内で生産されていること。
(3) 経営面積の拡大	経営面積が現状より拡大する目標である場合	1 点	3 戸以上の農家から利用権の設定等又は農作業の受託を受ける場合に加点できるものとする。
(4) 耕作放棄地の解消	過去 1 年間以上作付けが行われていない農地を対象として、所有権又は賃借権等により経営規模の拡大を行う場合	1 点	30 a 以上の場合に加点できるものとする。
(5) 農業経営の法人化	目標年度までに法人化する計画を有している場合	1 点	
(6) 新規作物の導入	新たな作物等の導入に取り組む場合	1 点	本事業の対象となる整備内容がこれに関連する場合に加点できるものとする。
(7) 農産物の品質向上	栽培及び管理技術の改善等により農産物の品質向上に取り組む場合	1 点	本事業の対象となる整備内容がこれに関連する場合に加点できるものとする。
(8) 生産コストの縮減	栽培及び管理技術の改善等により生産コストの縮減に取り組む場合	1 点	本事業の対象となる整備内容がこれに関連する場合に加点できるものとする。
(9) 家族経営協定	新たに家族経営協定を締結する場合	1 点	整備計画に位置付けられた助成対象者のうち複数の農家で組織する団体にあつては、構成農家のすべてが締結に至る場合に加点できるものとする。
(10) 環境への配慮	a 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号生産局長通知）に基づく点検シートによる点検を行い、その結果を事業実施主体に提出することにより環境と調和のとれた農業生産活動に取り組む場合	1 点	1 加点は、a 又は b のいずれかとする。 2 b については、本事業の対象となる整備内容がこれに関連する場合に加点できるものとする。
	b バイオマスや未利用資源等の活用に取り組む場合	1 点	

(別表 5)

成果目標の目標値に応じた点数表（一般型）

成 果 目 標	目 標 値	点数
1 農業の 6 次産業化	1 経営体増加につき	1 点
2 経営面積の拡大	1 経営体増加につき なお、耕作放棄地の解消を伴う経営面積の拡大を図る経営体の場合は、1 経営体につき 1 点を加算する。	1 点
3 農業経営の法人化	1 経営体増加につき なお、集落営農組織が法人化する場合は、1 組織につき 5 点を加算する。	1 点
4 新規作物の導入	1 経営体増加につき	1 点
5 農産物の品質向上	1 経営体増加につき	1 点
6 生産コストの縮減	1 経営体増加につき	1 点
7 集落営農組織の育成	1 経営体増加につき	1 点
8 新規就農者の育成・確保	新たに農業経営を開始する認定就農者 1 名増加につき なお、青年等就農法第 2 条第 1 項に定める青年として認定を受けた認定就農者が新たに農業経営を開始する場合は、1 名につき 5 点を加算する。	5 点
9 雇用者の確保	延べ240人・日増加につき なお、常時雇用者 1 人は240人・日に置き換えるものとする（240人・日に満たない部分は切り捨て）。	1 点
10 地域提案目標	1 項目につき	5 点

(別表 6)

成果目標の目標値に応じた点数表（雇用促進型）

成 果 目 標	目 標 値	点数
雇用の創出	雇用者数の増加について 延べ240人・日増加につき なお、常時雇用者 1 人は240人・日に置き換えるものとする（240人・日に満たない部分は切り捨て）	1 点
	助成対象者 1 経営体当たり平均雇用者数の増加について 延べ240人・日増加につき なお、常時雇用者 1 人は240人・日に置き換えるものとする（240人・日に満たない部分は切り捨て）	1 点

平成 年度経営体育成施設整備計画書(マスタープラン)

都道府県名	市町村名	地区名	承認年度	完了予定年度

I 地域農業の現状と将来ビジョン

地域農業の現状と課題
意欲ある多様な経営体の育成・確保に向けた取組方針

II 意欲ある多様な経営体の育成・確保に関する成果目標 (単位:人、経営体、人・日)

成果目標項目	現 状 (計画時) A	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	3年度目 (○年度)	4年度目 (○年度)	目標年度 (5年度目) B	増 減 C=B-A	基準指標 (1点当たり目標値) D	目標ポイント E=C/D (端数切り捨て)
① 農業の6次産業化								1経営体	
経営面積の拡大								1経営体	
② うち耕作放棄地の解消								1経営体 (1点加算)	
農業経営の法人化								1経営体	
③ うち集落営農組織								1経営体 (5点加算)	
④ 新規作物の導入								1経営体	
⑤ 農産物の品質向上								1経営体	
⑥ 生産コストの縮減								1経営体	
⑦ 集落営農組織の育成								1経営体	
新規就農者の育成・確保								1人 (5点)	
⑧ うち青年認定就農者								1人 (5点加算)	
⑨ 雇用者の確保								240人・日 (常時雇用1名相当)	
⑩ (地域提案目標①)									
⑪ (地域提案目標②)									

目標ポイント計 F	
--------------	--

総事業費(円) G=I+P+U+Z		→	地区配分基準ポイント H=F/G×1千万	
----------------------	--	---	-------------------------	--

〔目標設定の考え方及び事後評価の具体的な検証方法〕

成果目標項目	目標設定の考え方	事後評価の検証方法

Ⅲ 施設整備計画

1 新規就農者補助・融資主体型補助・追加的信用供与補助計画 (単位:円)

区 分	事業実施 主体名	実施 年度	事業費 I=J+K+ L+M+N+O	負担区分						備 考
				交付金 J	都道 府県費 K	市町村費 L	その他 M	対象経営体負担経費		
								融資 N	自己負担 O	
新規就農者補助										経営体
融資主体型補助										経営体
追加の信用供与								—	—	保証希望融資額： 円
計										

(注) (別添1) 経営体調書を添付すること。

2 集落営農補助・共同利用施設補助計画 (単位:円)

区 分	実施 年度	事業費 P=Q+R +S+T	負担区分				備 考
			交付金 Q	都道 府県費 R	市町村費 S	その他 T	
集落営農補助							経営体
共同利用施設補助							経営体
計							

(注) (別添1) 経営体調書を添付すること。

3 整備附帯事業

事業実施 主体名	事業内容	実施 年度	事業費 U=V+W +X+Y	負担区分				備 考
				交付金 V	都道 府県費 W	市町村費 X	その他 Y	

4 市町村附帯事務費

具体的な使途	実施 年度	事業費 Z=a+b +c+d	負担区分				適否(事業費の 0.4%以内)
			交付金 a	都道 府県費 b	市町村費 c	その他 d	

〔事業費低減の方策〕

施設名	単位当たりの建設費 (上限建設費)	その他の基準 (上限規模)	事業費低減の具体的方策

〔関連事業等〕

1 他の補助事業で整備した機械・施設

事業名	事業内容	実施年度	利用状況

(注)過去において、当該地域で他の補助事業により機械・施設を整備している場合に記入する。

2 他の補助事業で整備する機械・施設

事業名	事業内容	実施予定年度	事業進行上調整を必要とする内容

〔費用対効果分析〕

項 目	効果等	備 考
施 設 名		
受益面積(ha)		
受益戸数(戸)		
総事業費:e(千円)		
1 効果の内訳(年効果額):f(千円)		
(1)直接効果		
① 生産向上効果		
② 経費節減効果		
③ 経営基盤保全効果		
④ 農外所得増加効果		
(2)間接効果		
① 地域所得増加効果		
② 洪水防止効果		
③ 水源かん養効果		
④ 土壌浸食防止効果		
⑤ 土砂崩壊防止効果		
⑥ 有機性廃棄物処理効果		
2 廃用損失額:g(千円)		
3 還元率:h		
4 総合耐用年数		
5 妥当投資額:i=f/h-g		
6 投資効率:j=i/e		

(注1)費用対効果分析については、共同利用施設補助により整備される施設等を対象とし、原則として施設毎に整理すること。

なお、複数施設により効果発現が見込まれる等、区分して整理することが困難な場合にあっては、一体的に整理することも可能とする。

(注2)費用対効果算定基礎を添付すること。

〔添付資料〕

1. (別添1－1)新規就農者補助事業対象経営体調書
2. (別添1－2)融資主体型補助事業対象経営体調書
3. (別添1－3)集落営農補助事業対象経営体調書
4. (別添1－4)共同利用施設補助事業対象経営体調書
5. (別添2)集落営農法人化等経営発展計画書
5. (別添3)事業実施主体要件適合確認書
6. その他都道府県知事が必要と認める資料

(別添1－1)

新規就農者補助事業対象経営体調書

No	対象経営体名	住 所	代表者名 (法人等の場合に記載)

I 対象経営体の概要

☐ 1. 認定就農者	☐ 青年認定就農者
☐ 2. 認定就農者が代表者である農業法人	

(注) 1. と2. のいずれかの□にチェックを入れること。青年等就農法第2条第1項に定める青年として就農計画の認定を受けた者である場合は青年認定就農者の□にチェックを入れること。

II 整備内容等

No	整備内容 (機械・施設名、規模、台数等)	実施 年度	着工(契約) 予定年月日	竣工予定 年月日	農業機械の保管住所、施設の設置住所 又は基盤整備等の施工住所
1					
2					
3					

No	事業費(円)	資金調達計画(円)			担保措置 の有無	備考
		助成金	その他	うち 就農支援資金		
1					☐	
2					☐	
3					☐	
計						☐ 上限400万円以下

(注) 整備施設を融資のための担保に供する場合は、□にチェックを入れること。

III マスタープランの成果目標との関連性

☐ ①農業の6次 産業化	☐ ②経営面積の 拡大	☐ ③農業経営の 法人化	☐ ④新規作物の 導入	☐ ⑤農産物品質の 向上	☐ ⑥生産コストの 縮減
☐ ⑦集落営農組織 の育成	☐ ⑧新規就農者の 育成・確保	☐ ⑨雇用者の確保	☐ ⑩(地域目標①)	☐ ⑪(地域目標②)	

(注) 関連する成果目標の□にチェックを入れること。

IV 経営改善目標

項 目	現状 (計画時)	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	3年度目 (○年度)	4年度目 (○年度)	目標年度 (5年度目)

(別添1－2)

融資主体型補助事業対象経営体調書

No	対象経営体名	住 所	代表者名 (法人等の場合に記載)

I 対象経営体の概要

☐ 1. 認定農業者

☐ 2. 集落営農組織
(☐ 共同販売経理を実施している ☐ 共同販売経理を行う予定である(開始予定年月:平成 年 月 予定)

☐ 3. 経営発展志向農業者

☐ 4. 1から3の者で組織する団体

(注)該当する経営体の□にチェックを入れること。2.に該当する場合には、()内の□にチェックを入れるとともに、共同販売経理を行う予定である場合は開始予定年月を記入すること。

II 整備内容等

No	整備内容 (機械・施設名、規模、台数等)	実施 年度	着工(契約) 予定年月日	竣工予定 年月日	農業機械の保管住所、施設の設置住所 又は基盤整備等の施工住所
1					
2					
3					

No	事業費(円) A	資金調達計画(円)				助成率(%) B/A	融資率(%) C/A	担保措置 の有無	備考
		助成金 B	融資 C	自己資金	その他				
1								☐	
2								☐	
3								☐	
計									

(注)整備施設を融資のための担保に供する場合は、□にチェックを入れること。

III マスタープランの成果目標との関連性

☐ ①農業の6次産業化

☐ ②経営面積の拡大

☐ ③農業経営の法人化

☐ ④新規作物の導入

☐ ⑤農産物品質の向上

☐ ⑥生産コストの縮減

☐ ⑦集落営農組織の育成

☐ ⑧新規就農者の育成・確保

☐ ⑨雇用者の確保

☐ ⑩(地域目標①)

☐ ⑪(地域目標②)

(注)関連する成果目標の□にチェックを入れること。

IV 経営改善目標

項 目	関連する 整備内容No	現状 (計画時)	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	3年度目 (○年度)	4年度目 (○年度)	目標年度 (5年度目)	目標 ポイント
①								
②								
③								

(注)最低1つは記載すること。

融資主体型補助に
おける助成限度率(%)

目標ポイント計

V 追加的信用供与事業の活用計画

項 目	資金調達のうち融資の概要	
	融資①	融資②
金融機関名		
融 資 名		
融資金額(円)		
償 還 年 数		
融資審査の進捗状況	借入予定 平成22年4月1日	借入予定 平成22年4月1日
農業信用基金協会による機関保証の利用(※)	☐ 追加的信用供与事業の活用を希望する ☐ 追加的信用供与事業の活用を希望しない	☐ 追加的信用供与事業の活用を希望する ☐ 追加的信用供与事業の活用を希望しない

(注)いずれかの□にチェックを入れること。 なお、機関保証利用の有無については、融資機関及び農業信用基金協会の審査によって希望に添えない場合があることに留意すること。

(別添1－3)

集落営農補助事業対象経営体調査

No	事業実施主体名	住 所	代表者名 (法人等の場合に記載)

I 対象経営体の概要

☐ 1.共同販売経理を行っている。 ☐ 2.共同販売経理を行う予定である。(開始予定年月:平成 年 月 予定)

(注)該当する□にチェックを入れること。2.に該当する場合は、開始予定年月を記入すること。

II 整備内容等

No	整備内容 (機械・施設名、規模、台数等)	実施 年度	着工(契約) 予定年月日	竣工予定 年月日	農業機械の保管住所、施設の設置住所 又は基盤整備等の施工住所
1					
2					
3					

No	事業費(円)	資金調達計画(円)		担保措置 の有無	備考
		交付金	その他		
1				☐	
2				☐	
3				☐	
計					

(注)整備施設を融資のための担保に供する場合は、□にチェックを入れること。

III マスタープランの成果目標との関連性

☐ ①農業の6次 産業化	☐ ②経営面積の 拡大	☐ ③農業経営の 法人化	☐ ④新規作物の 導入	☐ ⑤農産物品質の 向上	☐ ⑥生産コストの 縮減
☐ ⑦集落営農組織 の育成	☐ ⑧新規就農者の 育成・確保	☐ ⑨雇用者の確保	☐ ⑩(地域目標①)	☐ ⑪(地域目標②)	

(注)関連する成果目標の□にチェックを入れること。

IV 経営改善目標

項 目	現状 (計画時)	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	3年度目 (○年度)	4年度目 (○年度)	目標年度 (5年度目)
農業経営の法人化	(ー)	年 月 日 ()	年 月 日 ()	年 月 日 ()	年 月 日 ()	年 月 日 ()

(注)法人化年月日及び法人形態を記入すること。

(注)(別添2)集落営農法人化等経営発展計画書を作成の上、添付すること。

(別添1－4)

共同利用施設補助事業対象経営体調書

No	事業実施主体名	住 所	代表者名 (法人等の場合に記載)

I 事業実施主体の概要

☐ 1. 市町村

☐ 2. 農業協同組合・
農業協同組合連合会

☐ 3. 土地改良区・
土地改良区連合

☐ 4. 農業者等の組織する団体
(構成農家戸数 戸)

☐ 5. 第3セクター等

☐ 6. PFI事業者

☐ 7. 参入法人(※)

(注) 該当する経営体の□にチェックを入れること。4.に該当する場合は構成農家戸数を記入すること。7.に該当する場合は、(別添3) 事業実施主
要件適合確認書を作成の上、添付すること。

II 整備内容等

No	整備内容 (機械・施設名、規模、台数等)	実施 年度	着工(契約) 予定年月日	竣工予定 年月日	農業機械の保管住所、施設の設置住所 又は基盤整備等の施工住所
1					
2					
3					

No	事業費(円)	資金調達計画(円)		担保措置 の有無	備考
		交付金	その他		
1				☐	
2				☐	
3				☐	
計					

(注) 整備施設を融資のための担保に供する場合は、□にチェックを入れること。

III マスタープランの成果目標との関連性

☐ ①農業の6次
産業化

☐ ②経営面積の
拡大

☐ ③農業経営の
法人化

☐ ④新規作物の
導入

☐ ⑤農産物品質の
向上

☐ ⑥生産コストの
縮減

☐ ⑦集落営農組織
の育成

☐ ⑧新規就農者の
育成・確保

☐ ⑨雇用者の確保

☐ ⑩(地域目標①)

☐ ⑪(地域目標②)

(注) 関連する成果目標の□にチェックを入れること。

IV 経営改善目標

項 目	現状 (計画時)	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	3年度目 (○年度)	4年度目 (○年度)	目標年度 (5年度目)

V 施設の利用計画(※施設ごとに記載すること)

No	管理主体	管理運営	利用(稼働)期間及び利用者(年間)	施設運営に係る収入/年間(千円)	施設運営に係る支出/年間(千円)	利用目標			
						主な経営類型 上位4つ+その他	農家数 (戸)	耕地面積 (ha)	農業所得 (千円)
		職員 人		内訳)	内訳)				
		パート 人							

施設に係る目標				
受益面積	対象作物	稼働目標(処理量)/年間	期待される効果	適正かつ十分な利用が見込まれる理由

利用計画に占める成果目標の対象となる経営体の割合				
利用割合算定の考え方 及び実績把握の方法	利用割合算定 に用いる指標	利用計画 A	うち成果目標の対象と なる経営体の利用 B	経営体の割合 B/A
		(単位)	(単位)	(%)

VI 特認事業計画

No	期待される効果	適正かつ十分な利用が見込まれる理由

(別添2)

集落営農法人化等経営発展計画書

I 目標とする農業経営の指標

戸数	戸	営農類型	
経営規模		現状	目標
	所有地	ha	ha
	借入地	ha	ha
	作業受託面積	ha	ha
経営管理の方法			
農業従事の態様等			
機械装備 〔機械施設の型式、性能、規模等及び台数〕	現状		計画

II 目指すべき法人形態

--

III 目指すべき経営展開の方向

☐ 1. 地域の農地を荒廃させないように農業生産の継続を目指す組織	☐ 2. 集落の繋がりで農業生産の継続を目指す組織
☐ 3. 地域農業の新たな担い手として経営発展を目指す組織	☐ 4. その他()

(注)該当する項目の□にチェックを入れること。4.に該当する場合は、()に具体的な内容を記載すること。

IV 法人化及び新たな経営展開に向けた取組内容、法人化達成予定日

実施予定時期	法人化等に向けた取組内容(実施する事項)	
法人化予定日	平成 年 月 日	

(別添3)

事業実施主体要件適合確認書

No	対象経営体名	組織形態	業 種	農業従事者数
				人

I 3戸以上の農家から利用権の設定等を受ける農用地の利用集積等に係る目標及び達成プログラム

権利設定 等の内容		目標及び達成プログラム						
		事 項	現在	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	目標年度
		利用集積面積 (ha)						
契約期間		農家数 (戸)						

(注) 農作業の委託に係るものは上段に () 書きすること。

II 3戸以上の農家から原料供給を受けて行う加工等に係る目標及び達成プログラム

契約の内容		目標及び達成プログラム						
		事 項	現在	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	目標年度
		原料名						
契約期間		農家数 (戸)						

(注) 複数の原料を供給する場合にあっては、適宜欄を追加して記載すること。

III 会社における資本金等の要件

資本金等の額		常時使用する従業員数	大企業から出資を受けている場合、会社法第2条第3号に定める子会社の該当の有無	
資本金額	万円	人	☐ 有 ☐ 無	
出資総額	万円			

(注) 「大企業から出資を受けている場合、会社法第2条第3号に定める子会社の該当の有無」欄については、該当する□にチェックを入れること。
また、「大企業とは」資本金の額又は出資の総額が3億円を超え又は常時使用する従業員の数が300人を超える法人をいう。

〔記入要領〕

1 経営体育成施設整備計画書(マスタープラン)

(1) 市町村名の欄及び地区名の欄には上段にフリガナを付ける。

(2) I の地域農業の現状と将来ビジョンは、主要作物の動向、新規作物の動向、生産基盤の状況、生産組織の現状等を記載し、経営体の育成・確保に向けて地域が掲げる課題を簡潔に記入する。なお、取組方針については、設定する成果目標との関連に留意した上で記入すること。

(3) II の経営体の育成・確保に関する成果目標のうち事後評価の具体的な検証方法は、客観的に検証できる手法(方法)を記入する。

(4) III の施設整備計画は、実施年度が複数年の場合は年度毎に区分して記載する(適宜行を追加すること)。

2 経営体調書

(1) 様式中の「□」は、該当する事項に「■」又は「レ」を記載する。

(2) IV の経営改善目標の項目の欄は、要領別表3の目標項目及び数値目標を記載する。なお、目標項目のうち(1)農業の6次産業化、(2)経営面積の拡大、(3)耕作放棄地の解消、(8)雇用者の確保については、次の内容について具体的に記載するものとする。

ア (1) 農業の6次産業化については、加工原材料等の地区内生産割合の現状及び目標について記載すること。

イ (2) 経営面積の拡大については、経営耕地面積に係る利用権等の設定等若しくは農作業の受託している農家戸数及び経営面積の現状(作目を含む)及び目標について記載すること。

ウ (3) 耕作放棄地の解消については、解消面積の現状及び目標について記載すること。

エ (8) 雇用者の確保については、雇用者数の受入人数の現状及び目標について記載すること。

3 集落営農法人化等経営発展計画書

I の目標とする農業経営の指標の機械装備の計画欄については、機械施設の型式、性能、規模等及び台数の他、各機械施設の稼働面積を記載すること。また、集落営農に参加する農家が保有する農業用機械の稼働率や過剰装備の有無等の実態を把握した上、集落営農組織で再活用する個人所有農業用機械の有無及びこれ以外の個人所有農業用機械の取扱いについても併せて記載すること。

4 その他(共通事項)

記載欄が不足する場合は、必要に応じて適宜挿入すること。

平成 年度経営体育成施設整備計画書(マスタープラン:雇用促進型)

都道府県名	市町村名	地区名	承認年度	目標年度

I 地域農業の現状と将来ビジョン

地域農業の現状と課題
意欲ある経営体の育成・確保に向けた取組方針

II 意欲ある経営体の育成・確保に関する成果目標 (単位:人、人・日)

成果目標項目		現 状 (計画時) A	1年度目 (H22年度)	2年度目 (H23年度)	目標年度 (3年度目) B	増 減 C=B-A	基準指標 (1点当たり目標値) D	目標ポイント E=C/D (端数切り捨て)
雇用の創出	常時雇用者数 F							
	臨時雇用者数 G (延べ人数)							
	年間延べ人数 計 (H=F×240日+G)					I	240人・日 (常時雇用1名相当)	
助成対象者1経営体当たりの平均雇用者増加数		助成対象者数 J	平均雇用者増加数 K=I/J	基準指標 (1点当たり目標値) D	目標ポイント L=K/D(端数切り捨て)	目標ポイント計 M=E+L		
				240人・日 (常時雇用1名相当)				

総事業費(円)
N=P+W+X

→

地区配分基準ポイント
O=M/N×1千万

〔目標設定の考え方及び事後評価の具体的な検証方法〕

成果目標項目	目標設定の考え方	事後評価の検証方法
雇用の創出		

Ⅲ 施設整備計画

1 融資主体型補助・追加的信用供与補助計画 (単位:円)

区 分	事業実施 主体名	事業費 P=Q+R+S+ T+U+V	負担区分						備 考
			交付金 Q	都道 府県費 R	市町村費 S	その他 T	対象経営体負担経費		
							融資 U	自己負担 V	
融資主体型補助									経営体
追加的信用供与							—	—	保証希望融資額： 円
計									

2 整備附帯事業

事業実施 主体名	事業内容	事業費 $W=a+b+c+d$	負担区分				備 考
			交付金 a	都道 府県費 b	市町村費 c	その他 d	

3 市町村附帯事務費

具体的な用途	事業費 $X=e+f+g+h$	負担区分				適否(事業費の 0.4%以内)
		交付金 e	都道 府県費 f	市町村費 g	その他 h	

[関連事業等]

1 他の補助事業で整備した機械・施設

事業名	事業内容	実施年度	利用状況

(注)過去において、当該地域で他の補助事業により機械・施設を整備している場合に記入する。

2 他の補助事業で整備する機械・施設

事業名	事業内容	実施予定年度	事業進行上調整を必要とする内容

[添付資料]

- 1. (別添2－1)融資主体型補助事業対象経営体調書(雇用促進型)
- 2. その他都道府県知事が必要と認める資料

(別添2-1)

融資主体型補助事業対象経営体調書(雇用促進型)

No	対象経営体名	住 所	代表者名 (法人等の場合に記載)

I 対象経営体の概要

☐ 1. 認定農業者

☐ 2. 集落営農組織
(☐ 共同販売経理を実施している ☐ 共同販売経理を行う予定である(開始予定年月:平成 年 月 予定)

☐ 3. 経営発展志向農業者

☐ 4. 1から3の者で組織する団体

(注) 該当する経営体の□にチェックを入れること。2.に該当する場合には、()内の□にチェックを入れるとともに、共同販売経理を行う予定である場合は開始予定年月を記入すること。

II 整備内容等

No	整備内容 (機械・施設名、規模、台数等)	着工(契約) 予定年月日	竣工予定 年月日	農業機械の保管住所、施設の設置住所 又は基盤整備等の施工住所
1				
2				
3				

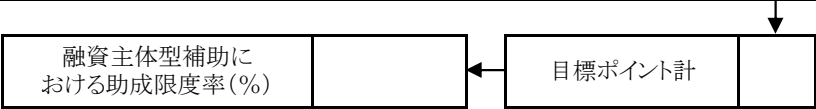
No	事業費(円) A	資金調達計画(円)				助成率(%) B/A	融資率(%) C/A	担保措置 の有無	備考
		助成金 B	融資 C	自己資金	その他				
1								☐	
2								☐	
3								☐	
計									

(注) 整備施設を融資のための担保に供する場合は、□にチェックを入れること。

III 経営改善目標

項 目		現状 (計画時)	1年度目 (H22年度)	2年度目 (H23年度)	目標年度 (3年度目)	目標 ポイント
①雇用の創出	常時雇用者数 F					
	臨時雇用者数 G (延べ人数)					
	年間延べ人数 計 (H=F×240日+G)					
②						
③						

(注) ①は必須。



IV 追加的信用供与事業の活用計画

項 目	資金調達のうち融資の概要	
	融資①	融資②
金融機関名		
融 資 名		
融資金額(円)		
償 還 年 数		
融資審査の進捗状況	借入予定 平成 年 月 日	借入予定 平成 年 月 日
農業信用基金協会による機関保証の利用(※)	☐ 追加的信用供与事業の活用を希望する ☐ 追加的信用供与事業の活用を希望しない	☐ 追加的信用供与事業の活用を希望する ☐ 追加的信用供与事業の活用を希望しない

(注)いずれかの□にチェックを入れること。なお、機関保証利用の有無については、融資機関及び農業信用基金協会の審査によって希望に添えない場合があることに留意すること。

〔記入要領〕

1 経営体育成施設整備計画書(マスタープラン:雇用促進型)

(1) 市町村名の欄及び地区名の欄には上段にフリガナを付ける。

(2) I の地域農業の現状と将来ビジョンは、主要作物の動向、新規作物の動向、生産基盤の状況、生産組織の現状、雇用の状況等を記載し、経営体の育成・確保に向けて地域が掲げる課題を簡潔に記入する。なお、取組方針については、設定する成果目標との関連に留意した上で記入すること。

(3) II の経営体の育成・確保に関する成果目標のうち事後評価の具体的な検証方法は、客観的に検証できる手法(方法)を記入する。

2 経営体調書

(1) 様式中の「□」は、該当する事項に「■」又は「レ」を記載する。

(2) III の経営改善目標の項目の欄は、要領別表4の目標項目及び数値目標を記載する。なお、目標項目のうち(1)雇用の創出、(2)農業の6次産業化、(3)経営面積の拡大、(4)耕作放棄地の解消については、次の内容について具体的に記載するものとする。

ア (1)雇用の創出については、雇用者数の受入人数の現状及び目標について記載すること。

イ (2)農業の6次産業化については、加工原材料等の地区内生産割合の現状及び目標について記載すること。

ウ (3)経営面積の拡大については、経営耕地面積に係る利用権等の設定等若しくは農作業の受託している農家戸数及び経営面積の現状(作目を含む)及び目標について記載すること。

エ (4)耕作放棄地の解消については、解消面積の現状及び目標について記載すること。

3 その他(共通事項)

記載欄が不足する場合は、必要に応じて適宜挿入すること。

(別紙様式第 3 号)

平成○年度経営体育成交付金成果目標妥当性等（変更）協議申請書

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿
〔北海道にあつては、農林水産省経営局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 ○ ○ ○ ○ 印

経営体育成交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21経営第6890号農林水産事務次官依命通知）
第3の6の（2）のイの規定に基づき、下記地区における成果目標等について関係書類を添えて
協議する。

記

市町村名	地区名	事業タイプ

- （注） 1 関係書類として、経営体育成施設整備計画書（別紙様式第 1 号又は 2 号）を添付すること。
2 特認施設の整備計画がある場合は、当該整備を必要とする理由書を添付すること。

平成〇〇年度

経営体育成交付金年度別実施計画書

都道府県名

1 年度別進行管理表

(単位：千円、%)

事業開始年度	地区数	承認時の 国庫補助金額	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H〇〇	H〇〇	計
平成22年度			[]	[]	[]	[]	[]					
平成23年度				[]	[]	[]	[]	[]				
平成24年度					[]	[]	[]	[]	[]			
平成25年度						[]	[]	[]	[]	[]		
平成26年度							[]	[]	[]	[]	[]	
合計												

(注) 1 [] 内は、進捗率を記載する。

2 当初計画から変更があった場合は、変更前を（H〇年度 ）で記載し、過去の変更経緯を併せて記載すること。

2 平成〇〇年度 年度別事業実施計画総括表

(単位 数、千円)

認定 年度	市町村名	地区名	事業 タイプ名	新規就農者補助			融資主体型補助			追加的信用供与			集落営農補助			共同利用施設補助			市町村附帯事務費		合計	
				対 象 経営体数	事業費	国 庫 補助金	対 象 経営体数	事業費	国 庫 補助金	対 象 経営体数	保証対象 融 資 額	事業費 (国費)	事業実施 主 体 数	事業費	国 庫 補助金	事業実施 主 体 数	事業費	国 庫 補助金	事業費	国 庫 補助金	事業費	国 庫 補助金
〇〇 年度																						
計																						
〇〇 年度																						
計																						
都道府県附帯事務費																						

(注) 1 記載内容に変更があった場合は、変更前の内容を上段 () 書きする。
2 追加的信用供与の国庫補助金額は、保証対象融資額×2／15 (千円未満切り捨て) で算出される額を記載する。

3 地区別事業実施計画等(一般型)

(1) 地区別事業実施計画等

地区名		〇〇郡〇〇市町村〇〇地区										認定年度		年度																			
事業の内容	全体事業計画										平成〇〇年度（第1年度目）							平成〇〇年度（第2年度目）							平成〇〇年度（第3年度目）								
	事業実施主体名	管理主体名	機械・施設名等 (事業の具体的内容) 台数、棟数、規模及び能力を記入（追加的信用供与事業は保証予定融資額（千円）を記入）	対象又は経営主体数 (数)	受益面積 (ha)	対象作物	総事業費 (千円)	負担区分				対象又は経営主体数 (数)	総事業費 (千円)	負担区分				備考	対象又は経営主体数 (数)	総事業費 (千円)	負担区分				備考	対象又は経営主体数 (数)	総事業費 (千円)	負担区分				備考	
								交付金 (千円)	都道府県費 (千円)	市町村費 (千円)	その他 (千円)			交付金 (千円)	都道府県費 (千円)	市町村費 (千円)	その他 (千円)				交付金 (千円)	都道府県費 (千円)	市町村費 (千円)	その他 (千円)				交付金 (千円)	都道府県費 (千円)	市町村費 (千円)	その他 (千円)		
新規就農者補助事業																																	
融資主体型補助事業																																	
追加的信用供与事業																																	
集落営農補助事業																																	
共同利用施設補助事業																																	
整備附帯事業																																	
計																																	
関連事業																																	

(注) 1 事業実施主体名は、それぞれの固有名称を記入する。
2 実績を記入する場合において、備考欄は、仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。
3 第2年度目及び第3年度目にあつては、その前年度欄（第1年度目及び第2年度目）に実績又は実績見込みの内容を記入する。
4 記載内容に変更があつた場合は、変更前の内容を上段（ ）書きする。
5 関連事業による具体的事業内容については、その事業に応じて適宜記入する。

(2) 新規就農者補助事業実施内容（内訳）

助成経営体毎の実施内容												経営改善目標の設定状況（目標設定している場合「○」を記入）												変更状況		
地区 毎の 助成 経営 体の 整理 番号	助成対象者名 (合計は経営体数)	対象者区分		整備内容		実施 年度	機械・施設名称及び能力・規模等 ※○台、○馬力・○条刈り、○棟○㎡等	事業費 (円)	助成金 (円)	その他 (円)	うち 就農支援資金 (円)	備 考	(1)農業の 6次産業化	(2)経営面 積の拡大	(3)耕作放 棄地の解消	(4)農業経 営の法人化	(5)新規作 物の導入	(6)農産物 の品質向上	(7)生産コ ストの低減	(8)雇用者 の確保	(9)家族経 営協定	(10)環境への配慮			(11)地域提 案目標	
		整理 番号	(確認用)	整理 番号	(確認用)																	a 環境と調和 のとれた農業生 産活動規範につ いて(旧17.3.31付 け16生産第8377 号生産局長通知) に基づく点検 シートによる点 検を行い、その 結果を事業実施 主体に提出する ことにより環境 と調和のとれた 農業生産活動に 取り組む場合	b バイオ マス・未利 用資源等の 活用			
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		
								0																		

(注) 記入は、1施設を単位とする。

2 整理番号欄のある項目は「新規就農者補助事業整理番号表」を参照の上、該当する番号を記入する。

3 実施済みの場合にあっては、実績又は実績見込みの内容を記入する。

4 実績を記入する場合において、備考欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

5 事業内容に変更があった場合は、変更状況欄にその内容を記入する（例：追加、整備内容変更、事業費変更 等）。

○新規就農者補助事業整理番号表

①対象者区分

番号	区分
1	認定就農者（青年）
2	認定就農者が代表者である農業法人（青年）
3	認定就農者（青年以外）
4	認定就農者が代表者である農業法人（青年以外）

②整備内容

番号	施設等名	備考
1	トラクター	農業用機械
2	コンバイン	
3	田植機	
4	乗用管理機	
5	茶複合管理機	
6	アタッチメント	
7	その他機械	
8	ハウス	生産・流通
9	育苗施設	
10	乾燥調製施設	
11	果樹棚	
12	集出荷施設	加工・直売・交流
13	農産物加工施設	
14	直売施設	
15	観光農業関連施設	畜産・酪農
16	畜舎（肉用牛）	
17	畜舎（養豚）	
18	畜舎（養鶏）	
19	畜舎（酪農）	
20	畜舎（その他）	
21	サイロ	
22	堆肥施設	
23	機械（畜産関係）	
24	その他畜産関係施設	
25	その他施設等	その他
26	畦畔除去	土地基盤整備
27	区画整理	
28	暗渠排水	
29	明渠排水	
30	その他基盤整備	

(3) 融資主体型補助事業実施内容（内訳）

[illegible]

- 1 記入は、1施設を単位とする。
- 2 整理番号欄のある項目は「融資主体型補助事業整理番号表」を参照の上、該当する番号を記入する。
- 3 実施済みの場合にあつては、実績又は実績見込みの内容を記入する。
- 4 実績を記入する場合において、備考欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。
- 5 事業内容に変更があった場合は、変更状況欄にその内容を記入する（例：追加、整備内容変更、事業費変更 等）。
- 6 本様式は、一般型、雇用促進型で分けて記載するものとする。

○融資主体型補助事業整理番号表

①対象者区分

番号	区分
1	認定農業者
2	集落営農組織
3	経営発展志向農業者
4	その他団体

②整備内容

番号	施設等名	備考
1	トラクター	農業用機械
2	コンバイン	
3	田植機	
4	乗用管理機	
5	茶複合管理機	
6	アタッチメント	
7	その他機械	
8	ハウス	生産・流通
9	育苗施設	
10	乾燥調製施設	
11	果樹棚	
12	集出荷施設	加工・直売・交流
13	農産物加工施設	
14	直売施設	
15	観光農業関連施設	畜産・酪農
16	畜舎（肉用牛）	
17	畜舎（養豚）	
18	畜舎（養鶏）	
19	畜舎（酪農）	
20	畜舎（その他）	
21	サイロ	
22	堆肥施設	
23	機械（畜産関係）	
24	その他畜産関係施設	
25	その他施設等	その他
26	畦畔除去	土地基盤整備
27	区画整理	
28	暗渠排水	
29	明渠排水	
30	その他基盤整備	

③金融機関

番号	名称
1	農協
2	農協連
3	農林中金
4	農林公庫
5	沖縄公庫
6	銀行
7	信用金庫
8	信用組合
9	都道府県

④融資（資金）種類

番号	資金名
1	近代化資金
2	改良資金
3	就農支援資金
4	公庫資金（スーパーL）直貸
5	公庫資金（スーパーL）転貸
6	公庫資金（その他）直貸
7	公庫資金（その他）転貸
8	一般資金（プロパー資金）

(4) 変更関係

[illegible]

(注) 1 事業の内容欄は、新規就農者補助事業、融資主体型補助事業、追加的信用供与事業、集落営農補助事業、共同利用施設補助事業の別に記入する。

2 変更の理由欄は、箇所書きで簡潔に記入する。

4 地区別事業実施計画等(雇用促進型)

(1) 地区別事業実施計画等

地区名	〇〇郡〇〇市町村〇〇地区								
事業の内容	事業実施主体名	機械・施設名等 (事業の具体的内容) 台数、棟数、規模及び能力を記入(追加的信用供与事業は保証予定融資額(千円)を記入)	対象経営体数 又は受益戸数 (数)	総事業費 (千円)	負担区分				備 考
					交付金 (千円)	都道府県費 (千円)	市町村費 (千円)	その他 (千円)	
融資主体型補助事業									
追加的信用供与事業									
整備附帯事業									
計									
関連事業									

- (注) 1 事業実施主体名は、それぞれの固有名称を記入する。
- 2 実績を記入する場合において、備考欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。
- 3 記載内容に変更があった場合は、変更前の内容を上段() 書きする。
- 4 関連事業による具体的事業内容については、その事業に応じて適宜記入する。

(2) 融資主体型補助事業（雇用促進型）実施内容（内訳）

地区毎の 助成 経営 体の 整理 番号	助成対象者名 (合計は経営体数)	助成経営体毎の実施内容				経営改善目標の設定状況（目標設定している場合「○」を記入）										変更状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		対象者区分		整備内容		機械・施設名称及び能力・規模等 ※○台、馬力・○条刈り、○棟○㎡等	事業費 (円)	助成金 (円)	融資額 (円)	自己資金 (円)	その他 (円)	備 考	融資概要						(10)環境への配慮																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		整理 番号	(確認用)	整理 番号	(確認用)								融資率	金融機関			融資（資金）種類		機関保証活用状況 (※貸付利率※「F」※記入)		追加的信用供与事業費 (千円)	(1)雇用の創出	(2)農業の6次産業化	(3)経営面積の拡大	(4)耕作放棄地の解消	(5)農業経営の法人化	(6)新規作物の導入	(7)農産物の品質向上	(8)生産コストの低減	(9)家族経営協定	(10)環境への配慮																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
														整理 番号	(確認用)		整理 番号	(確認用)	追加的信用供与事業活用の有無	保証希望融資額(円)											a 環境と調和のとれた農業生産活動の実現について(例として、2027年生産用長寿樹)に基づいて、森林・水田による森林を、その結果を事業実施主体に提出することにより、環境と調和のとれた農業生産活動に資する取り組み	b バイオマス・水利用資源等の活用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
						0									0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

○融資主体型補助事業整理番号表

①対象者区分

番号	区分
1	認定農業者
2	集落営農組織
3	経営発展志向農業者
4	その他団体

②整備内容

番号	施設等名	備考
1	トラクター	農業用機械
2	コンバイン	
3	田植機	
4	乗用管理機	
5	茶複合管理機	
6	アタッチメント	
7	その他機械	
8	ハウス	生産・流通
9	育苗施設	
10	乾燥調製施設	
11	果樹棚	
12	集出荷施設	加工・直売・交流
13	農産物加工施設	
14	直売施設	
15	観光農業関連施設	畜産・酪農
16	畜舎（肉用牛）	
17	畜舎（養豚）	
18	畜舎（養鶏）	
19	畜舎（酪農）	
20	畜舎（その他）	
21	サイロ	
22	堆肥施設	
23	機械（畜産関係）	
24	その他畜産関係施設	
25	その他施設等	その他
26	畦畔除去	土地基盤整備
27	区画整理	
28	暗渠排水	
29	明渠排水	
30	その他基盤整備	

③金融機関

番号	名称
1	農協
2	農協連
3	農林中金
4	農林公庫
5	沖縄公庫
6	銀行
7	信用金庫
8	信用組合
9	都道府県

④融資（資金）種類

番号	資金名
1	近代化資金
2	改良資金
3	就農支援資金
4	公庫資金（スーパーL）直貸
5	公庫資金（スーパーL）転貸
6	公庫資金（その他）直貸
7	公庫資金（その他）転貸
8	一般資金（プロパー資金）

(3) 變更關係（雇用促進型）

[illegible]

(注) 1 事業の内容欄は、融資主体型補助事業、追加的信用供与事業の別に記入する。

2 変更の理由欄は、箇所書きで簡潔に記入する。